

疾病保険W

<団体総合生活補償保険（MS & AD型）>

のご案内



※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

保険期間

令和2年8月1日
午前0時から1年間

※中途加入の場合は、申込日の翌月1日の午前0時から令和3年8月1日午後4時までが補償期間となります。

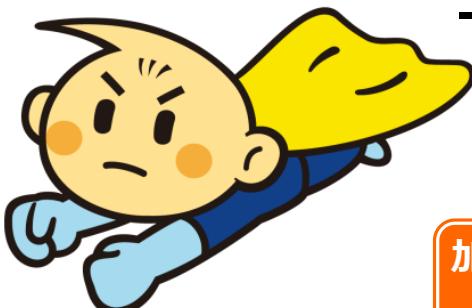
申込締切日

退職月の末日までにお手続き
くださいますようお願いします。

保険料のお引落し

一時払 口座引落し日
ご加入月の翌々月27日

(金融機関休業日の場合は翌営業日)



加入者証兼控除証明書 の到着時期

ご加入月の翌々月月初到着

大切なお知らせ

- 翌年度以降の保険料につきましては、ご加入いただいた被保険者の年令分布により毎年見直しをさせていただきますので、今年度の保険料と異なる可能性があります。
- グループ生命共済に既加入の方で基本補償のみご加入頂く場合は、健康状況告知を省略してご加入頂けます。
※たすけあい制度にご加入の方、疾病充実オプションにご加入の方は告知が必要です。
※退職月の翌月1日付けで移行される場合にのみ適用されます。退職月とご加入月に間に空いている場合には、適用されません。

【取扱代理店】 パナソニック保険サービス株式会社

【契約者】 パナソニック株式会社



疾 病 保 險 W

<団体総合生活補償保険（MS & AD型）>

疾病入院1日目から補償！

疾病入院 1 日目から保険金をお支払いします。
1回の入院で最長30日まで補償！

疾病通院1日目から補償！

疾病入院し、退院後の通院1日目から
保険金をお支払いします。

先進医療・拡大治験・患者申出療養 も補償！

病気またはケガの治療のため日本国内において
先進医療、拡大治験、患者申出療養を受けた
場合、保険金をお支払いします。

疾病手術のみの場合も補償！

入院をともなわない疾病手術のみの場合も保険
金をお支払いします。

配偶者もご加入できます！

パナソニックグループOBの配偶者の方もご加入いただけます！

募 集 要 領

申込日の翌月1日前0時から令和3年8月1日午後4時まで※

補 償 期 間

※翌年度も引き続きご加入の場合、本加入内容での補償は令和3年7月31日午後12時までとし、
翌日午前0時から翌年の加入内容での補償となります。
<保険期間> 令和2年8月1日前0時から令和3年8月1日午後4時まで

申込方 法

退職月の末日までに、加入申込票と口座振替申込書をご提出ください。
(詳細につきましては15ページをご覧ください。)

加入資格対象者

お申込人となる方は、パナソニック株式会社およびパナソニック株式会社の関係会社を
ご退職された方に限ります。

被保険者 (加入できる方) の範囲

- 上記加入資格対象者およびその配偶者に限ります。
(配偶者さまのみの場合もご加入可能です)
- 新規加入は、満15才以上満74才以下の方
継続加入は満15才以上満99才以下（葬祭費用補償特約は満84才以下）の方

自動継続方式

翌年も引き続きご加入の場合で、ご加入内容の変更や解約のご連絡がない場合、
今年度のご加入の内容に応じたセットでの自動継続※加入の取扱いとさせていただきます。
※「自動継続」とは、ご加入セットが継続されるもので、補償内容および保険料は毎年継続される度に自動的に読み
替えられます。継続時のお手続きに関しては満期前に発送させていただきます「保存版パンフレット」をご覧ください。

保険料の お引落し

一時払 = ご加入月の翌々月27日に口座引落し (金融機関休業日の場合は翌営業日)
保険料は(株) シーエスエスを通じてご指定の口座より引落しさせていただきます。通帳への記載は
「パナOBホケン」等と表示されます。また、保険料が「資金不足」などにより引落しされなかつた場合は
1回目の引落し月の翌月に再請求させていただく場合があります。

例えばこんな時に、保険金をお支払いします！

＜お支払事例＞

がん治療にしっかり専念

がんと診断され、30日間入院した後、先進医療を受けたケース
M (5,000円) セット + 不設定型) 特約
(G1セットに加入の場合)

- ・疾病入院保険金 $5,000\text{円} \times 30\text{日} = 150,000\text{円}$
- ・がん診断保険金 $500,000\text{円}$
- ・先進医療・拡大治験・患者
申出療養費用保険金（実費） $1,000\text{万円限度}$

合計 650,000円

+先進医療の費用



※治療の種類によっては「疾病手術保険金」や
「疾病放射線治療保険金」がお支払いできる場合もあります。

女性ならではの病気を手厚く補償！

子宮筋腫で20日間入院し入院中に手術を受けたケース
L (7,000円) セット + 女性特定疾病のみ補償特約
(JUセットに加入の場合)

- ・疾病入院保険金 $7,000\text{円} \times 20\text{日} = 140,000\text{円}$
- ・疾病手術保険金 $70,000\text{円} = 70,000\text{円}$
- ・疾病入院保険金 $5,000\text{円} \times 20\text{日} = 100,000\text{円}$
- ・疾病手術保険金 $50,000\text{円} = 50,000\text{円}$

合計 360,000円



みなさまの暮らしを応援

生活サポートサービス

団体総合生活補償保険など*にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。
*メンタルヘルス相談は加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、パナソニック保険サービス株式会社
または引受保険会社までお問い合わせください。

豊富なサービスメニュー

健康・医療相談から
暮らしに役立つ情報提供まで
幅広いサービスをご提供します。

相談・通話料無料

日常生活に役立つさまざまな
サービスを通話料無料で
ご提供します。

安心のサービス体制

健康・医療・介護相談は24時間対応*。
看護師などの専門職が
お応えしますので、安心です。
(医師相談は一部予約制)
※メンタルヘルス相談が除く

主なサービスメニュー

介護に関する情報提供
介護に関する悩み相談
認知症に関する情報提供と悩み相談 等



健康・医療

- メンタルヘルス相談
平日9:00～21:00
土曜日10:00～18:00
- 上記以外
年中無休24時間対応



健康・医療相談

メンタルヘルス相談
医療機関総合情報提供
診断サポートサービス（各種人間ドック
機関紹介等）
三大疾病セカンドオピニオン情報提供
女性医師情報提供、女性医師相談

年中無休24時間対応

情報提供・紹介サービス

平日 10時～17時

暮らしの相談

<事業・争訟・当社保険関連案件は除く>
平日 14時～17時



暮らしのトラブル相談（法律相談）
暮らしの税務相談
(弁護士・税理士との相談は予約制)

子育て相談（12才以下）
暮らしの情報提供
(冠婚葬祭・ボランティア情報)
安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL : https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/



*サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証兼控除証明書や案内状の案内などをご覧ください。 *平日とは、土・日・祝日、年末年始を除いた月～金をいいます。 *お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。 *本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。 *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

基本補償

補償項目	こんな場合にお支払いします		Sセット 保険金額	Mセット 保険金額	Lセット 保険金額
疾病入院 保険金日額	初日から 補償	病気で入院した場合入院「1日につき」 (支払限度日数30日)	疾病入院保険金日額 3,000円	疾病入院保険金日額 5,000円	疾病入院保険金日額 7,000円
疾病手術保険金	病気で手術を受けた場合		入院中 : 30,000円 それ以外 : 15,000円	入院中 : 50,000円 それ以外 : 25,000円	入院中 : 70,000円 それ以外 : 35,000円
疾病放射線治療保険金	病気で放射線治療を受けた場合		1回の放射線治療について 30,000円	1回の放射線治療について 50,000円	1回の放射線治療について 70,000円
疾病通院 保険金日額	退院後の 補償	病気で入院し、退院したあと通院した場合 退院後の通院「1日につき」 (支払限度日数30日)	疾病通院保険金日額 1,500円	疾病通院保険金日額 2,500円	疾病通院保険金日額 3,000円
先進医療・拡大治験・ 患者申出療養費用 保険金	病気またはケガの治療のため日本国内で 先進医療、拡大治験、患者申出療養を 受けた場合 (負担した先進医療費用等の実費)		保険期間（1年）を通じて1,000万円 限度 ※先進医療、拡大治験または患者申出療養の開始が保険期間内であれば、保険期 間終了後も先進医療、拡大治験または患者申出療養が継続している場合でも、 当該先進医療、拡大治験または患者申出療養全体が補償の対象となります。		



疾病充実オプション

セット名	特約名	補償項目	こんな場合にお支払いします	保険金額
G1 セット	がん診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	がん診断保険金	保険期間中にがんと診断され治療を開始 した場合	50万円
S1 セット	三大疾病診断保険金 補償 (待機期間不設定型) 特約	三大疾病診断保険金	保険期間中に三大疾病と診断され、治 療を開始して一定の要件をみたした場合	50万円
SU セット	三大疾病のみ 補償特約 基本補償に 上乗せで 補償いたします。	疾病入院保険金日額 初日から補償	三大疾病の治療を目的として入院した 場合、入院「1日につき」 (支払限度日数30日)	疾病入院保険金日額 : 5,000円
		疾病手術保険金	三大疾病の治療を目的として手術を 受けた場合	入院中に受けた手術の場合 : 50,000円 入院中以外の手術の場合 : 25,000円
		疾病放射線治療 保険金	三大疾病の治療を目的として放射線治 療を受けた場合	1回の放射線治療について : 50,000円
		疾病通院保険金日額 退院後の補償	三大疾病の治療を目的として入院し、 退院したあと通院した場合 退院後の通院「1日につき」 (支払限度日数30日)	疾病通院保険金日額 : 2,500円
JU セット	女性特定疾病 のみ補償特約 基本補償に 上乗せで 補償いたします。	疾病入院保険金日額 初日から補償	女性特定疾病的治療を目的として 入院した場合、入院「1日につき」 (支払限度日数30日)	疾病入院保険金日額 : 5,000円
		疾病手術保険金	女性特定疾病的治療を目的として 手術を受けた場合	入院中に受けた手術の場合 : 50,000円 入院中以外の手術の場合 : 25,000円
		疾病放射線治療 保険金	女性特定疾病的治療を目的として 放射線治療を受けた場合	1回の放射線治療について : 50,000円
		疾病通院保険金日額 退院後の補償	女性特定疾病的治療を目的として 入院し、退院したあと通院した場合 退院後の通院「1日につき」 (支払限度日数30日)	疾病通院保険金日額 : 2,500円
SS セット	葬祭費用 補償特約	葬祭費用補償保険金	病気またはケガでお亡くなりになり親族が 葬祭費用を負担した場合 (負担した葬祭費用の実費)	50万円限度

● 基本補償のSセット、Mセット、Lセットから1つのセットを必ず選択いただき、必要に応じて疾病充実オプションを選択ください。

● 基本補償は満99才 (新規加入の場合は、満74才) までご加入いただけます。

● 疾病充実オプションのSSセットは満84才まで、SSセット以外はすべて満99才 (新規加入の場合は、満74才) までご加入いただけます。

● 疾病入院保険金日額は、基本補償+オプション合計で15,000円以下となるよう設定ください。

● 疾病入院保険金日額、疾病通院保険金日額の合計額 (当社 (三井住友海上) 分と他社分合計) が下表の金額を超えないように設定してください。

60才以下の被保険者	疾病入院保険金日額	30,000円	61才以上の被保険者	疾病入院保険金日額	30,000円
	疾病通院保険金日額	15,000円		疾病通院保険金日額	10,000円

中途加入月別保険料

○保険料は、加入月の翌々月27日（金融機関休業日は翌営業日）にご指定の口座から引落しになります。

○翌年度以降の保険料につきましては、ご加入いただいた被保険者の年令分布により毎年見直しをさせていただきますので、今年度の保険料と異なる可能性があります。

男女年令問わず
一律の保険料です



基本補償

退職月	中途加入日	中途加入保険料	Sセット	Mセット	Lセット
7月	8月1日	12ヶ月分	9,560円	15,480円	21,000円
8月	9月1日	11ヶ月分	8,760円	14,190円	19,250円
9月	10月1日	10ヶ月分	7,970円	12,900円	17,500円
10月	11月1日	9ヶ月分	7,170円	11,610円	15,750円
11月	12月1日	8ヶ月分	6,370円	10,320円	14,000円
12月	1月1日	7ヶ月分	5,580円	9,030円	12,250円
1月	2月1日	6ヶ月分	4,780円	7,740円	10,500円
2月	3月1日	5ヶ月分	3,980円	6,450円	8,750円
3月	4月1日	4ヶ月分	3,190円	5,160円	7,000円
4月	5月1日	3ヶ月分	2,390円	3,870円	5,250円
5月	6月1日	2ヶ月分	1,590円	2,580円	3,500円
6月	7月1日	1ヶ月分	800円	1,290円	1,750円



疾病充実オプション

退職月	中途加入日	中途加入保険料	G1セット	S1セット	SUセット	JUセット	SSセット
			がん診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	三大疾病のみ 補償特約	女性特定疾病のみ 補償特約	葬祭費用 補償特約
7月	8月1日	12ヶ月分	9,930円	14,830円	5,710円	5,080円	4,780円
8月	9月1日	11ヶ月分	9,100円	13,590円	5,230円	4,660円	4,380円
9月	10月1日	10ヶ月分	8,280円	12,360円	4,760円	4,230円	3,980円
10月	11月1日	9ヶ月分	7,450円	11,120円	4,280円	3,810円	3,590円
11月	12月1日	8ヶ月分	6,620円	9,890円	3,810円	3,390円	3,190円
12月	1月1日	7ヶ月分	5,790円	8,650円	3,330円	2,960円	2,790円
1月	2月1日	6ヶ月分	4,970円	7,420円	2,860円	2,540円	2,390円
2月	3月1日	5ヶ月分	4,140円	6,180円	2,380円	2,120円	1,990円
3月	4月1日	4ヶ月分	3,310円	4,940円	1,900円	1,690円	1,590円
4月	5月1日	3ヶ月分	2,480円	3,710円	1,430円	1,270円	1,200円
5月	6月1日	2ヶ月分	1,660円	2,470円	950円	850円	800円
6月	7月1日	1ヶ月分	830円	1,240円	480円	420円	400円

ご加入セット例

OBご本人と配偶者が加入される場合（10月1日から加入） ●パンフレット3.4ページ「保険金額と保険料」参照
下記保険料は10月1日から中途加入した場合の10ヶ月分の保険料です。

退職後は夫婦ふたり
疾病保険Wに入
りたいな



OBご本人

<基本補償>
「Mセット」 (保険料 12,900円)
<疾病充実オプション>
「がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約」 (保険料 8,280円)
「葬祭費用補償特約」 (保険料 3,980円)

合計保険料 25,160円

配偶者

<基本補償>
「Sセット」 (保険料 7,970円)
<疾病充実オプション>
「がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約」 (保険料 8,280円)
「女性特定疾病のみ補償特約」 (保険料 4,230円)

合計保険料 20,480円



お二人で合計保険料

45,640円 がおすすめです！

<団体総合生活補償保険（MS&AD型）> 健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

- このご案内には、健康状況を正しく告知いただくための注意事項や手順を記載しています。健康状況を告知いただく前に、必ずお読みください。
- 健康状況の告知については、「健康状況告知書質問事項」をご確認いただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。
- 継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。
- (*) 保険金額の増額等、疾病にかかる補償を拡大することをいいます。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、そのままを正確に漏れなくお答えください。

2. 正しく告知されなかつた場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消となり、保険金をお支払いできなくなることがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・パナソニック保険サービス株式会社には告知受領権があり、パナソニック保険サービス株式会社に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・パナソニック保険サービス株式会社への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになります。
- 必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	次のいずれかとなります。 ①特定の疾患・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けします。この場合でも、特定の疾患・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約	②ご加入はお引受けできません。
葬祭費用補償特約	

5. 現在の契約を解約・減額し、新たにご加入を検討されているお客様へ

※詳しくは19ページの重要事項のご説明（注意喚起情報）「10.『現在の契約の解約・減額を前提とした新たなご契約』のご注意」をご覧ください。
現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかつたり、特定の疾患・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けすることがあります。また、正しく告知をされなかつた場合にご加入内容が解除または取消となることがあります。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に発病した病気 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^{(*)3} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に発病したがん（悪性新生物） ^{(*)4} ^{(*)5} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に発病した三大疾病 ^{(*)6} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。
先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に被ったケガまたは発病した病気 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となつた事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療・拡大治療または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。
葬祭費用補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に被ったケガまたは発病した病気 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。

また、ご退職時までグループ生命共済<<みんなのそなえ>>（たすけあい制度は除く）へご加入されていて、無告知で疾病保険Wに加入された方も、パナソニックグループOB疾病保険Wに新規ご加入時の保険始期日（補償開始日）にすでに発病している病気・症状については保険金をお支払いできません。

(*) 1 同一の保険金を補償する加入セットを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入セットのご加入時をいたします。

(*) 2 その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健診診断での指摘を含みます。）によります。

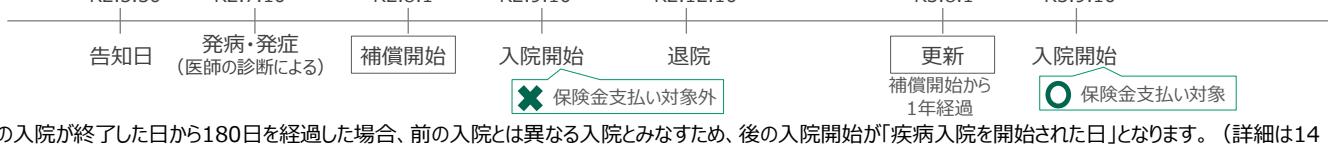
(*) 3 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾患放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したもののみとなります。

(*) 4 転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣（最初にがんが発生した場所をいいます。）と同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

(*) 5 そのかんと医学上因果関係ある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健診診断での指摘を含みます。）によります。

(*) 6 その三大疾病と医学上因果関係ある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健診診断での指摘を含みます。）によります。

【入退院を繰り返した場合の取り扱い】



※前の入院が終了した日から180日を経過した場合、前の入院とは異なる入院とみなすため、後の入院開始が「疾病入院を開始された日」となります。（詳細は14ページのQ6をご参照ください）。したがって、上図のケースにおいては、継続加入で病気を発病した時が、「疾病入院を開始された日」からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるため、保険金をお支払いする対象となります。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただきます。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合はパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続をご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただかない場合があります。

特定の疾患・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客様へ

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	○現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾患・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	○特約によつては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。
先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約	○保険期間の中途中で特定の疾患・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行つことはできません。
葬祭費用補償特約	

健康状況告知書質問事項

ご加入にあたっての注意事項

ご回答は加入申込票兼健康状況告知書の「健康状況告知書質問事項回答欄」、「特定疾病対象外欄」にご記入ください。

- パンフレット5ページ「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。
- 疾病保険W（団体総合生活補償保険（MS&AD型））にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、被保険者（補償の対象者）ご自身がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については下記質問1および質問2に関する告知は不要です。

<告知対象外となる傷害・疾病一覧>

現在治療中でも告知いただく必要のないもの	●アレルギー性鼻炎※、花粉症※ ●アトピー性皮膚炎※ ※入院中・入院歴あり・入院予定のものは、告知いただく必要があります。 ●ケガ※ ※ただし、7・8ページの「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0,J1,J2またはK0に該当するものは、告知いただく必要があります。
現在医師から次回通院、入院、手術、再検査等を指示されなければ告知いただく必要のないもの	●かぜ※、感冒※、インフルエンザ※ ※入院、手術のないものに限ります。 ●7・8ページの「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0,J1,J2またはK0に該当するケガ ●食中毒 ●歯の疾患 ●結膜炎 ●正常分娩

質問1 過去3か月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。（上記別表<告知対象外となる傷害・疾病一覧>記載の傷害や疾病等を除きます。）

（はい）

質問1または質問2のいずれか1つでも「はい」がある方は、7・8ページの「疾病・症状一覧表」の中で、該当する疾病・症状をご選択ください。（☆1）

＜選択された疾病・症状がA欄の疾病・症状に該当する場合＞

お引受できません。

＜選択された疾病・症状がB欄の疾病・症状に該当する場合＞

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でお引受けします。

・加入申込票の「該当疾病」欄の「B欄」に○印のうえ、該当する疾病コードを「特定疾病対象外欄」にご記入ください。（具体的な疾病・症状名の記載は不要です。）

・次の疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受けします。

①このコードに属するA・B欄すべての疾病・症状（☆2）

②上記①と医学上因果関係がある疾病・症状（☆3）

（7・8ページの「疾病・症状一覧表」をご参照ください。）

質問2 次のいずれかに該当しますか。

①過去3年以内に、病気またはケガにより、医師による手術、または初診から終診（注1）までの期間が14日以上となる医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。（妊娠・分娩に伴う異常、帝王切開を含みます。上記別表<告知対象外となる傷害・疾病一覧>記載の傷害や疾病等を除きます。）

②これまでに、医師に悪性新生物（がん）（注2）と診断されたことがある。

（注1）終診とは、医師から次回通院、入院、手術、再検査や投薬等の指示をされなくなったことをいいます。（治療の必要はないが、定期的に経過観察（診察・検査）の必要があると医師から指示を受けている状態は、終診には該当しません。）

（注2）上皮内新生物を含みます。

質問3 満16才以上の女性のみお答えください。

（はい）

質問3 現在、妊娠していますか。

（いいえ）

質問1から質問3に対する回答に
1つも「はい」が無い場合、
お引受けします。

質問3に対する回答が
「はい」の場合、

「疾病・症状一覧表」の妊娠・出産にかかる疾患のうち、告知日時点における妊娠によるもの、およびこれと医学上因果関係がある疾病・症状（☆3）については保険金をお支払いしない条件でお引受けします。

・「特定疾病対象外欄」に「Q2」をご記入ください。

☆1 疾病・症状名が判明しない場合は、疾病・症状名が判明するまではお引受を見合わせさせていただきます。

☆2 （例）不整脈による受診歴のため疾病コードA0を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞になった場合、保険金をお支払いしません。

☆3 （例）疾病コードA2を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞（疾病コードA0）になり、この心筋梗塞と疾病コードA2に属する病気（高血圧症など）との間に医学上因果関係がある場合、保険金をお支払いしません。

＜ご注意＞ 特定疾病対象外欄への対象外となる疾病・症状等の記載の有無にかかわらず、普通保険約款およびセットされる特約により保険金をお支払いできない場合があります。詳細は、「保険の概要」（9～13ページ）をご確認ください。

●これまでに医師に悪性新生物（がん）と診断されたことがある場合 申し訳ございませんが、お引受けできません。

グループ生命共済に既加入の方で基本補償のみご加入頂く場合は健康状況告知を省略してご加入頂けます。

※たすけあい制度にご加入の方、疾病充実オプションにご加入の方は告知が必要です。

※退職月の翌月1日付けで移行される場合にのみ適用されます。退職月とご加入月に間が空いている場合には、適用されません。

疾病・症状一覧表

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に記入いただく疾病コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

分類	疾病コード	A 欄	B 欄
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。	不整脈（心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。）、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎（細菌性以外）、心房中隔欠損症
	A1	脳腫瘍、脳卒中（脳出血、脳梗塞（脳軟化）を含みます。）、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓	もやもや病、一過性脳虚血発作（TIA）、脳動静脈奇形（脳動静脈瘻）、頸動脈狭窄症
	A2		高血圧症、動脈硬化、動脈瘤（動脈解離を含みます。）、静脈瘤
	A3		リウマチ性心疾患、リウマチ（関節・筋肉）
	A4		低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん	急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス（腸閉塞）、急性胃粘膜病変、憩室炎（憩室症）、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ（良性）、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変	黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん	胆石症、胆囊炎、総胆管結石、胆囊腺筋症、胆囊ポリープ（良性）、胆管炎
	B3	膵臓がん	急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4		痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5		歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺がん	肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎（肋膜炎）、肺囊胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症（肺膿瘍を含みます。）、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息※、喘息性気管支炎 ※小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。	気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2		アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎（蓄膿症を含みます。）、鼻中隔弯曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎孟腎炎（腎孟炎）、ネフローゼ（症候群）	腎炎（慢性腎臓炎、I g A腎症を含みます。）、腎周囲炎、腫脹、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎囊胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん	前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん	乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣囊腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ（良性）、子宮頸管ポリープ（良性）、チョコレート囊胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3		尿路結石（腎臓結石、尿管結石、膀胱結石）
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症	
	E1		痛風
	E2		甲状腺機能亢進症（バセドウ病を含みます。）、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍（良性）

分類	疾病コード	A 欄	B 欄
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫	貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G0	結核（腎結核を除きます。）	
	G1		腎結核
	G2		伝染性肝炎、ウィルス性肝炎※ ※ A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3		細菌性心内膜炎
	G4		淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症	髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症	神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2		白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3		中耳炎（慢性中耳炎を含みます。）、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス	脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）
	J1	膠原病※ ※ペーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎（結節性多発動脈炎）、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎（チャーチ・ストラウス症候群）、側頭動脈炎をいいます。	骨髓炎（急性化膿性骨髓炎を含みます。）、半月板損傷、ばね指（手指屈筋腱腱鞘炎）、特発性大腿骨頭壊死
	J2		骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0		頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0		アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤（アテローム）
新生物	M0	悪性新生物（がん）※ ※上皮内新生物を含みます。	
職業病	N0		職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失调症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害※ ¹ 、ストレス関連障害※ ² 、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害 ※ 1 不安障害を含みます。 ※ 2 パニック障害、適応障害を含みます。	
妊娠・出産にかかる疾患	Q1 ^(注)		妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q2 ^(注)		上記＜Q 1＞の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの

（注）上記「疾病・症状一覧表」の「Q1」は質問 1 または質問 2 ①に該当する場合に、「Q2」は質問 3 に該当する場合に、それぞれご記入ください。

【上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がない場合】

加入申込票の「特定疾病対象外欄」の「疾病コード・疾病名称」に疾病コード「R0」および「具体的な疾病・症状名（カタカナ）」をご記入ください。ご記入された疾病・症状およびご記入された疾病・症状と医学上因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受けします。

なお、上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がある場合は、必ず、上記の疾病・症状一覧表の該当する疾病・症状をご選択ください。

（例）「肺炎」の場合、具体的な疾病・症状名は記入せず、「肺炎」が区分される疾病コード「C0」を選択し、記入します。

■保険の概要 ■

団体総合生活補償保険（MS&AD型）

全コース共通

※印を付した用語については、13ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾 病 入 院 保 険 金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 11ページ(☆)参照	保険期間の開始後（*）に発病※した病気※のため、保険期間中に入院※された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） （*）病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額×疾病入院の日数 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間※（1,095日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院※について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（30日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害（*1）およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）（*2） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気（*2） ●妊娠または出産（「療養の給付」等（*3）の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気（*4）（加入者証控除証明書等に記載されます。）など (注) 保険期間の開始時（*5）より前に発病※した病気（*4）については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入セットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日（*6）からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。
疾 病 手 術 保 険 金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 11ページ(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095日）中に手術※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後（*）に発病※した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 （*）病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額×5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることになった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(*) 1 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存など (*) 2 これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと受取保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。
疾 病 保 険 金 疾 病 放 射 線 治 療 保 険 金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 11ページ(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095日）中に放射線治療※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後（*）に発病※した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 （*）病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額×10 (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることになった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	(*) 3 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*) 4 その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (*) 5 病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*) 6 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
疾 病 通 院 保 険 金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 11ページ(☆)参照	疾病入院保険金をお支払する疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気※の治療※のため、通院※された場合（以下、この状態を「疾病通院」といいます。）	疾病通院保険金日額×疾病通院の日数 (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間（1,095日）内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院※について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（30日）に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	

■保険の概要■ 团体総合生活補償保険（MS&AD型） 全コース共通 ※印を付した用語については、13ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）			
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金 ★先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	<p>ケガまたは病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内において先進医療（*1）、拡大治験（*2）または患者申出療養（*3）を受けた場合で、被保険者が先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を負担されたとき。</p> <p>【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償する加入セットに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気（*4）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時よりであるときは、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>② この保険契約のお支払条件で算出した金額ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気（*4）を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>（*1）「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。</p> <p>（*2）「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験（*5）をいいます。</p> <p>（*3）「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>（*4）先進医療、拡大治験または患者申出療養の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p> <p>（*5）「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）第2条第25項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第36号）第2条第25項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第89号）第2条第25項に規定する拡大治験をいいます。</p> <p>（注1）医療技術、医療機関および適応症等が先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療、拡大治験または患者申出療養の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般的な保険診療への導入や承認取消等の理由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、お支払いの対象外となります。</p> <p>（注2）三大疾病のみ補償特約の場合、三大疾病のみ補償特約は適用されず、三大疾病以外の病気も補償対象となります。</p> <p>（注3）女性特定疾病のみ補償特約の場合、女性特定疾病のみ補償特約は適用されず、女性特定疾病※以外の病気も補償対象となります。</p>	<p>被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。</p> <p>ア．先進医療、拡大治験または患者申出療養に要する費用（基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費（*）を除きます。）</p> <p>イ．先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための病院等との間の交通費（転院、退院のための交通費を含みます。）</p> <p>ウ．先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための宿泊費（1泊につき1万円限度）</p> <p>（＊）これに相当する家族療養費を含みます。</p> <p>（注1）加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。</p> <p>（注2）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金額が限度となります。</p> <p>（注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受け保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じことがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>【ケガの治療のため、先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受け保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受け保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●下記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ <p>（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p> <p>【病気の治療のため、先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けた場合】</p> <p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の（注）を次のとおり読み替えます。</p> <p>（注）保険期間の開始時（*5）より前に被ったケガ※または発病※した病気（*4）については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療（*6）、拡大治験（*7）または患者申出療養（*8）に伴う費用を補償する加入セットに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>（＊4）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p> <p>（＊5）先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>（＊6）「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。</p> <p>（＊7）「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験（*9）をいいます。</p> <p>（＊8）「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>（＊9）「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）第2条第25項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第36号）第2条第25項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第89号）第2条第25項に規定する拡大治験をいいます。</p>

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業

補償対象外となる運動等
山岳登はん（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
（*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。
（*2）グライダーおよび飛行船は含みません。
（*3）職務として操縦する場合は含みません。
（*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダー等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
補償対象外となる職業
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

全コース共通 続き

(☆) 疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気※を補償する加入セットに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院（＊1）の原因となった病気（＊2）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

② この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気（＊2）を発病した時が、その病気による入院（＊1）を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

（＊1） 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

（＊2） 疾病入院（＊1）の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

全コース共通 【オプション】

※印を付した用語については、13ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合								
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	<p>医師※によって、病理組織学的所見（生検）により特約記載のがん（悪性新生物）※に罹患したことが診断され、治療※を開始された場合（保険期間中にがんと診断された場合に限ります。）</p> <p>（注1）病理組織学的所見（生検）が得られない場合、他の所見による診断も認めることができます。</p> <p>（注2）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>がん診断保険金を補償する加入セットに継続加入の場合で、被保険者ががん（悪性新生物）（＊）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>① がん（悪性新生物）（＊）を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>② この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、がん（悪性新生物）（＊）を発病した時が、がん診断時の属する日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>（＊）がん（悪性新生物）と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p>	<p>がん診断保険金額の全額</p> <p>（注1）保険期間中1回に限ります。</p> <p>（注2）被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）が被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」（（注）を除きます。）のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●がん診断時が、この保険契約の始期日（＊）より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん（既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。）など <p>（＊）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。</p>								
三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	<p>医師※によって、特約記載の三大疾病（がん（悪性新生物）※、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。）に罹患、発病※したことが診断され、治療※を開始し、下表の支払要件を充足した場合（保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院※された場合に限ります。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん（悪性新生物）に罹患したこと。 ただし、病理組織学的所見（生検）（＊1）により診断された場合に限ります。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> <tr> <td>脳卒中を発病したこと。</td> <td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（＊1）病理組織学的所見（生検）が得られない場合、他の所見による診断も認めることができます。</p> <p>（注）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>三大疾病診断保険金を補償する加入セットに継続加入の場合で、被保険者ががん（悪性新生物）、急性心筋梗塞または脳卒中（＊2）を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>① がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>② この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>（＊2）がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p>	支払事由	支払要件	がん（悪性新生物）に罹患したこと。 ただし、病理組織学的所見（生検）（＊1）により診断された場合に限ります。	—	急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	<p>三大疾病診断保険金額の全額</p> <p>（注1）保険期間中1回に限ります。</p> <p>（注2）被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）が被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」（（注）を除きます。）のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●がん（悪性新生物）※、急性心筋梗塞または脳卒中を発病※した時が、この保険契約の始期日（＊）より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん（既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。） ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中（これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。） <p>（＊）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。</p>
支払事由	支払要件										
がん（悪性新生物）に罹患したこと。 ただし、病理組織学的所見（生検）（＊1）により診断された場合に限ります。	—										
急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										
脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										

全コース共通【オプション】

※印を付した用語については、13ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約	<p>補償対象者（*1）が次の①～③のいずれかに該当され、補償対象者の親族※が葬祭費用を負担された場合</p> <p>① 保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>② 保険期間の開始時以降（*2）に発病※した病気※のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合</p> <p>③ このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支払われるべき場合で、その原因となった病気（*3）のため、疾病入院保険金の支払対象期間※が満了するまでの間（*4）に死亡された場合。ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限ります。</p> <p>（注）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 葬祭費用を補償する加入セットに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気（*3）を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気（*3）を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>（*1）「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。</p> <p>（*2）葬祭費用を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。</p> <p>（*3）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p> <p>（*4）365日を限度とします。</p>	<p>補償対象者の親族※が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いたします。</p> <p>（注）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p><「保険金をお支払いする場合」の①の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●10ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ <p>など</p> <p><「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害（*1）およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）（*2） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気（*2） ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気（加入者証兼控除証明書等に記載されます。）により入院※された場合 <p>など</p> <p>（注）保険期間の開始時（*3）より前に発病※した病気（*4）については保険金をお支払いません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気（*4）を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。</p> <p>（*1）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。 ＜支払対象外となる精神障害の例＞ 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害、など</p> <p>（*2）これにより生じた保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることができます。</p> <p>（*3）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>（*4）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明				
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。				
女性特定疾病のみ補償特約（JUセット）	特約記載の女性特定疾病※の治療※を目的とした入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に限り、疾病保険金をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。				
三大疾病のみ補償特約（SUセット）	特約記載の三大疾病（がん（悪性新生物）※、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。）の治療※を目的とした入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に限り、疾病保険金をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。				
保険金の請求に関する特約（SU,JUセット）	<p>被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p> <p>（注）被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）が被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2">本特約が適用される傷病名</td> </tr> <tr> <td>・三大疾病</td> <td>・女性特定疾病※</td> </tr> </table>	本特約が適用される傷病名		・三大疾病	・女性特定疾病※
本特約が適用される傷病名					
・三大疾病	・女性特定疾病※				

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。

- 「がん（悪性新生物）」には、上皮内新生物を含みます。

- 「競技等」とは、競技、競争、興行（＊）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

（＊）いずれもそのための練習を含みます。

- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（＊）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

① 細菌性食中毒

② ウイルス性食中毒

（＊）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

- 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それについて、加入者証兼控除証明書等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	・疾病入院保険金	・疾病通院保険金
-------------	----------	----------

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それについて、加入者証兼控除証明書等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	・疾病入院保険金	・疾病通院保険金
-------------	----------	----------

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（＊1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。

② 先進医療※に該当する診療行為（＊2）

（＊1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

（＊2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

- 「女性特定疾病」とは、次の病気をいいます。

一部の中皮腫・カポジ肉腫などを除くがん（悪性新生物）※、乳房・子宮・卵巣・腎尿路・甲状腺など特定部位の良性新生物、栄養性貧血など特定の貧血、紫斑病、血小板減少症、甲状腺障害、クッシング症候群・卵巣機能障害などの特定の内分泌腺障害、慢性リウマチ性心疾患、外陰静脈瘤、低血圧（症）、乳房切除後リンパ浮腫症候群、胆石症・胆のう炎など特定の胆のうの病気、関節リウマチ、全身性結合組織障害、ネフローゼ症候群・慢性腎不全など特定の腎臓・尿道の病気、乳房の障害、女性骨盤臓器の炎症性疾患、女性生殖器の非炎症性障害、帝王切開などを除く妊娠・分娩・産じょくにかかる病気 など特約記載の病気

- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。

- 「先進医療」とは、手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般的な保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。

- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

- 「発病」とは、医師※が診断（＊）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。

（＊）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為

② 先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

（注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。



よくいただく述問にお答えします！

Q1

何才でも加入はできますか？

A

満15才以上満74才まで新規にご加入いただけます。
継続加入の場合は、満99才まで（葬祭費用補償特約は満84才まで）ご加入いただけます。
補償を拡大される場合は満74才までです。

Q2

実家の両親は加入できますか？

A

できません。
本人とその配偶者のみです。

Q3

複数のオプションに加入することはできますか？

A

はい。できます。
ただし、疾病入院保険金日額は、15,000円以下となるよう設定ください。

なお、当社（三井住友海上）分と他社分の合計額が下記の金額を超えないように設定ください。

60才以下の被保険者	疾病入院 保険金日額	30,000円
	疾病通院 保険金日額	15,000円
61才以上の被保険者	疾病入院 保険金日額	30,000円
	疾病通院 保険金日額	10,000円

Q5

どんな手術でも対象になりますか？

A

手術の種類によっては、支払いの対象とならない場合があります。
詳細は、9ページおよび13ページをご参照ください。

Q6

一旦退院した場合も、入院の支払限度日数は、30日限度になるのですか？

A

退院後に疾病入院の原因となった疾病^(※1)によって再入院した場合は、その前の入院と合わせて1回の入院とみなし、合計で30日を限度に保険金をお支払いします。
ただし前回の入院の退院日の翌日^(※2)からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、前の入院とは異なる入院とみなしますので、限度日数の計算においては、前回の入院日数とは合計されません。

(※1)「疾病入院の原因となった疾病」とは医学上重要な関係があると認められるものも含みます。

(※2)「前回の入院の退院日の翌日」とは保険金のお支払いの有無を問わず直前の入院終了日となります。

Q7

海外での入院・通院は対象になりますか？

A

なります。ただし、医療法に定める日本国内にある病院、または患者を収容する施設を有する診療所と同等と当社（三井住友海上）が認めた医療施設における入院・通院に限ります。（ご請求の際、領収証など入通院の証明となる書類のご提出が必要となります。）

(注) 海外永住される方につきましては、ご加入いただけません。なお、「先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約」については日本国内においてケガまたは病気の治療のため先進医療、拡大治療、患者申出療養を受けた場合に限ります。

Q4

払込んだ保険料は、保険料控除の対象となりますか？

A

疾病保険Wの保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります（除く葬祭費用補償特約）。
(令和2年1月現在)
疾病保険Wへご加入後、加入者証兼控除証明書を送付いたします。

Q8

OB本人が亡くなりました。
配偶者のみでも継続できますか？

A

はい。
配偶者が被保険者としてご加入いただいている場合に限り、「加入者=配偶者」とする変更手続きを行うことにより翌年度以降の継続加入が可能です。



実際のご加入手続きの流れは？



例 1 11/30 退職



ご加入時に
「加入申込票兼健康状況告知書」が必要です！
(**健康状況告知**が必要です)

11/30 までに加入手続完了

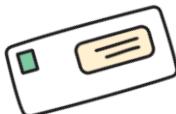
グループ生命共済に既加入の方で基本補償のみご加入頂く場合は健康状況告知を省略してご加入頂けます。
※たすけあい制度にご加入の方、疾病充実オプションにご加入の方は告知が必要です。
※退職月の翌月1日付けで移行される場合にのみ適用されます。
退職月とご加入月に間に空いている場合には、適用されません。
また、いただいた告知の内容によっては、ご加入をお断りもしくは特定の疾病を補償しない条件でお引受けする場合があります。



12/1 中途加入*

補償期間12/1～8/1（8ヶ月間）

*退職月の翌月1日が中途加入日になります。



加入者証兼控除証明書※1
2月初旬到着
(ご加入月の翌々月初旬到着)



ご加入月から2ヶ月後



保険料の口座引落し日※2

2/27

ご指定の口座から振替

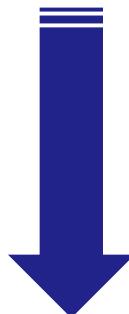
例 2 既にご退職の方（お申込日 3/10）

随時加入申込可能！



ご加入時に
「加入申込票兼健康状況告知書」が必要です！
(**健康状況告知**が必要です)

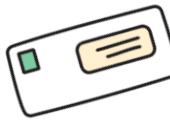
3/10 に加入手続



4/1 中途加入*

補償期間4/1～8/1（4ヶ月間）

*既にご退職の方は
お申し込み日の翌月1日が中途加入日になります。



加入者証兼控除証明書※1
6月初旬到着
(ご加入月の翌々月初旬到着)



ご加入月から2ヶ月後



保険料の口座引落し日※2

6/27

ご指定の口座から振替

*1 ご加入いただいた後にお届けする加入者証兼控除証明書は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

*2 金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載のパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- ・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
- ・保険金額（ご契約金額）・保険期間（保険のご契約期間）・保険料・保険料払込方法



2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

・被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただけていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更など）

・既にご加入されているがご継続されない場合

ご加入にあたっての注意事項

●この保険はパナソニック株式会社が保険契約者となる団体契約です。

被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかつた場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●この保険はパナソニック株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。

●お申込となる方は、パナソニック株式会社およびパナソニック株式会社の関係会社の退職者に限ります。

●次の場合は、中途脱退できます。①OBご本人が離婚した場合②被保険者が死亡した場合③その他、身上事項変更により脱退が認められる場合

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できることや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●保険金受取人について

普通保険約款・特約に定めております。

●<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社またはパナソニック保険サービス株式会社までお問い合わせください。

●お客様のご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●ご加入いただいた後にお届けする加入者証兼控除証明書は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●<税法上の取扱い>（令和2年1月現在）

払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。（葬祭費用保険金は除きます。）

（注）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行ふことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため利用することができます。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することができます。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社までお問い合わせください。
- パナソニック保険サービス株式会社は、引受保険会社と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入セット	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象)
	本人 (*)
本人型	○
主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満15才以上74才以下の方（継続加入の場合は、満99才以下。） ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	
葬祭費用補償特約	＜この特約により補償を受ける方は以下のとおり＞ 本人（*）の親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族） (注) 本人（*）は、次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で満15才以上74才以下の方（継続加入の場合は、満84才以下。） ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

(*) OB本人およびその配偶者のうち加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方となります。

(注) 続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。

（2）補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険の概要」（9～13ページ）のとおりです。
詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

「保険の概要」（9～13ページ）をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「保険の概要」（9～13ページ）をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

（3）セットできる主な特約およびその概要

「保険の概要」（9～13ページ）をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

（4）保険期間

この保険の保険期間は、令和2年8月1日から1年間ですが、お客様の補償期間については、「募集要領」（1ページ）および「加入申込票兼健康状況告知書」にてご確認ください。

（5）引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客様が実際にご加入いただく保険金額につきましては、「保険金額と保険料」

（3～4ページ）の保険金額欄および普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額およびご加入いただいた被保険者の年令分布等によって決定されます。お客様が実際にご加入いただく保険料につきましては、「保険金額と保険料」（3～4ページ）にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「募集要領」（1ページ）をご参照ください。

4. 満期返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

5. 解約返り金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返り金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返り金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。
- パナソニック保険サービス株式会社は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、パナソニック保険サービス株式会社と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険はパナソニック株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

（1）告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、パナソニック保険サービス株式会社には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事實を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかつた場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等（＊）に関する情報

- （＊）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年令」

③被保険者の健康状況告知

（注）告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内（5ページ）」をご覧ください。

（2）その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（＊）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

（＊）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちにパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（＊）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（＊）を解約しなければなりません。

- ① この保険契約（＊）の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があつたとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（＊）の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（＊）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があつたとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（＊）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったときは、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険（MS&AD型） 葬祭費用補償特約	傷害疾病保険 葬祭費用補償特約
②	団体総合生活補償保険（MS&AD型） 先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約	傷害保険 先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約

3. 補償の開始時期

中途加入の場合、補償期間開始日の午前0時に補償を開始します。保険料は、「募集要領」（1ページ）記載の方法により払込みください。「募集要領」（1ページ）記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

「保険の概要」（9～13ページ）をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

（2）重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、「募集要領」（1ページ）記載の方法により払込みください。「募集要領」（1ページ）記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

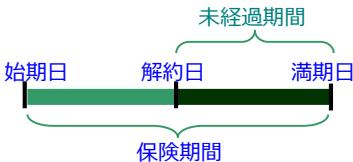
ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお申出ください。

・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご加入にあたっての注意事項」(16ページ)をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」(16、20ページ)をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」

のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約・減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS&AD型））をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などにより加入をお引受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】

パナソニック保険サービス株式会社

グループ保険推進部 TEL : 06-6949-0924
FAX : 06-6949-2477

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277 (無料)

電話受付時間： 平 日 9:00~20:00
土日・祝日 9:00~17:00

(年末年始は休業させていただきます。)

※令和2年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なくパナソニック保険サービス株式会社または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)
事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただき、解決の申し立てを行うことができます。

- 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽA D Rセンター
〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕0570-022-808
・受付時間[平日 9:15~17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかげ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

当社の個人情報に関するお取扱いについて

当社の個人情報に関するお取扱いについて

パナソニック保険サービス株式会社
個人情報保護管理者 情報システム部 部長

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう、従業員等への教育・指導を徹底し、適正な取扱いに取り組んでまいります。また、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応し、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

お客様におかれましては、下記のご同意のうえ、保険申込みや各種お問い合わせ、あるいはアンケート等にご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ、公正な手段により個人情報を取得します。なお、電話応対時において、お問い合わせ内容などの正確な把握や電話応対品質向上のために、通話を録音させていただく場合があります。

2. 個人情報の利用目的

当社は、下記の損害保険会社、生命保険会社および少額短期保険業者から業務の委託を受けた代理店であり、取得した個人情報を当該業務の遂行に必要な範囲で利用します。
また、下記の各社の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのご提供、保険代理店業務のサービス品質向上のために利用させていただくことがあります。以上の範囲で利用し、その他の目的に利用することはできません。上記の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等によりご通知し、又はホームページへの掲載などの方法により公表します。各社の個人情報の利用目的は、各社のホームページに記載しております。

記

<損害保険会社>

- ・三井住友海上火災保険株式会社
- ・東京海上日動火災保険株式会社
- ・損害保険ジャパン株式会社
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・セコム損害保険株式会社
- ・共栄火災海上保険株式会社
- ・AIG損害保険株式会社
- ・セゾン自動車火災保険株式会社
- ・アクサ損害保険株式会社

<生命保険会社>

- ・三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・SOMPOひまわり生命保険株式会社
- ・アフラック生命保険株式会社

<少額短期保険業者>

- ・SBI日本少額短期保険株式会社
- ・ジャパン少額短期保険株式会社
- ・株式会社 justInCase
- ・東京海上ミレア少額短期保険株式会社
- ・東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
- ・Mysurance 株式会社

採用・募集活動応募者、従業員、退職者に関する個人情報については、以下の範囲で利用し、その他の目的に利用することはありません。以下の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等によりご通知し、又はホームページへの掲載などの方法により公表します。

- (1) 採用・募集活動応募者への情報提供および連絡、その他採用・募集活動に関連する利用
- (2) 従業員・退職者への情報提供および連絡など

3. 個人データの安全管理措置

当社は、取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止、その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱い規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的達成に必要とされる正確性・最新生を確保するために適切な措置を講じています。

4. 個人データの第三者への提供

当社は、個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

また、個人データを第三者に提供した場合、あるいは第三者から取得した場合、法令等で定める場合を除き、提供・取得経緯等の確認を行ふとともに、提供先・提供者の氏名等、法令で定める事項を記録し、保管します。

5. 個人情報の委託

当社は、利用目的を達成するための必要な範囲で業務委託することがあります。この場合においても、個人情報保護の体制を整備した委託先を選定し適切な管理をいたします。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、前歴、犯罪被害情報などをいいます。）ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- (6) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- (7) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合

7. 当社に対するご照会、ご相談および苦情について

下記窓口にお問い合わせください。

ご照会者がご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承願います。
また、当社の個人情報の取扱いに関するご相談や苦情につきましても、下記窓口までご連絡ください。

8. 個人情報の開示、訂正等のご請求

当社の開示対象個人情報に関する開示、訂正等又は利用停止等に関するご請求につきましては、当社が適切に対応いたします。保険会社等からの委託業務に関わる個人情報につきましては委託元に、団体等に帰属する個人情報につきましては帰属元において取り次ぎいたします。また、当社の開示対象個人情報とは、採用応募に関する個人データ、安全運転講習会のアンケート等です。なお、開示等の請求等の申出先、様式、請求等の方法、手数料等については、以下のURLを参照してください。

（<https://panasonic.co.jp/pisj/info/info05.php>）

9. 個人情報提供の任意性

当社への個人情報の提供はあくまで任意です。ただし、個人情報の提供をいただけない場合は、前記2. 個人情報の利用目的に記載の業務が当社ではできなくなりますのでご注意ください。

【個人情報に関するお問い合わせ窓口】 パナソニック保険サービス株式会社 CS部

〒540-6202 大阪市中央区城見2丁目1番61号 ツイン21 OBPパナソニックタワー2階

TEL: 06-6949-4563 eメール: pisj_cs@ml.jp.panasonic.com

営業時間: 平日 9時～17時30分 (土日・祝日・年末年始・夏季休暇等、当社休業日は除く)



20000472

2020.4.1

20

保険金をお支払いする場合に該当したときのお手続きについて

保険金をお支払いする場合に該当したときは、「三井住友海上事故受付センター」または「パナソニック保険サービス株式会社」までご連絡ください。

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

●代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できます。詳細はパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

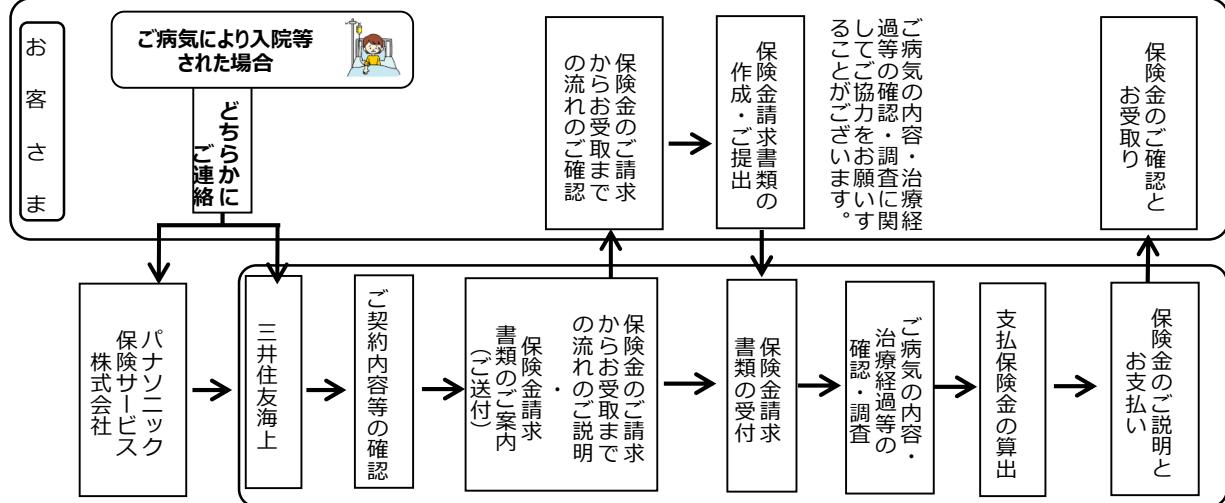
② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「上記①以外の配偶者（＊）」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

(1) 法律上の諮詢書に限ります。

保険金のご請求からお受取いだくまで



●保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●保険金支払いの履行期

引受け保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいたてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}

(*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(＊2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公的機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受け保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。



三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付センター

事故は、いち早く

24時間365日事故受付サービス 事故は いち早く
「三井住友海上事故受付センター」 0120-358-189（無料） ▲

OB版疾病保険W 事故報告用紙

«送付先»

《Eメール》pisj_cs@ml.jp.panasonic.com 《FAX》06-6949-2138 《電話》06-6949-4563
〒540-6202 大阪市中央区城見2-1-61 ツイン21 OBPパナソニックタワー2階 パナソニック保険サービス株式会社 CS部 行

【個人情報について】

当社は、保険会社から保険業務の委託を受けた代理店であり、取得した個人情報を当該業務の遂行に必要な範囲で利用します。同意いただいた上で、ご提出ください。

詳しいはホームページ記載の「当社の個人情報に関するお取扱いについて」(https://panasonic.co.jp/pisj/info/info04.php)をご参照ください。

なお、保険金支払いに関する業務は保険会社が行います。各保険会社の個人情報の取扱いについては各保険会社のホームページをご参照ください。

« お願い »

- 1) 事故発生後、出来るだけ早く（治療中で可）ご記入の上、ご送付ください。
- 2) 下記内容について保険会社より電話連絡が入る場合がございますので了承ください。

* 下記、太枠内をご記入の上、ご送付ください。（該当の□→□チェック） → 保険会社より「保険金請求書類」を送付させていただきます。

確認者

作成日	年 月 日	証券番号		保険会社	三井住友海上火災保険株式会社			
記入者名		保険期間	年8月1日から1年間	契約者名	パナソニック株式会社			
		請求区分	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 手術（日帰り含む） <input type="checkbox"/> 放射線 <input type="checkbox"/> 退院後通院 <input type="checkbox"/> 先進医療					
加入者情報 (契約者)	フリガナ			被保険者情報 (治療を受けた方)	加入者との 続柄	<input type="checkbox"/> 加入者（契約者）と同じ <input type="checkbox"/> 配偶者		
	氏名				フリガナ			
	生年月日	<input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> H	年 月 日 生 才		氏名			
	社員番号 (MAN No.)				生年月日	<input type="checkbox"/> T <input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> H <input type="checkbox"/> R 年 月 日 生 才		
	住所	〒 -			住所	〒 -		
	電話番号	携帯			電話番号	携帯		
		自宅			自宅			
保険会社から の ご連絡先	お電話させていただく場合の連絡先をご指定ください (連絡時間: 平日9:00~17:00)			保険金請求 書類の送付先	<input type="checkbox"/> 加入者の住所と同じ <input type="checkbox"/> 被保険者の住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記以外 住所	宛先		
	<input type="checkbox"/> 加入者携帯 <input type="checkbox"/> 加入者自宅 <input type="checkbox"/> 被保険者携帯 <input type="checkbox"/> 被保険者自宅 <input type="checkbox"/> その他(TEL :)							
症状 (発症経過)	いつ頃から、どのような症状がありましたか			疾病名 (病気の説明)	初診日	年 月 日		
医療機関①	名称			医療機関②	初診先の 医療機関	※受診中の医療機関①および②と異なる場合に記入ください		
	電話番号							
	入院 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	年 月 日	~		年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日		
	手術 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	年 月 日				年 月 日	年 月 日	
	放射線治療 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	年 月 日	~		年 月 日	年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	
	退院後の通院 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 治療中 <input type="checkbox"/> 治療済 実日数 日 年 月 日 ~ 年 月 日				退院後の通院 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 治療中 <input type="checkbox"/> 治療済 実日数 日 年 月 日 ~ 年 月 日	
	先進医療 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	正確な先進医療治療名称を記入ください			先進医療 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	正確な先進医療治療名称を記入ください		
	同じ病気での 治療歴	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	医療機関①				医療機関②	
	治療期間	年 月 日	~	年 月 日	治療期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

PISJ使用欄	他種目: <input type="checkbox"/> MS <input type="checkbox"/> TMNF <input type="checkbox"/> SJ <input type="checkbox"/> なし

保険金請求に関するお問い合わせ

1

事故（ケガ等）にあわれたら、その内容や状況、程度等をただちにご連絡ください！

三井住友海上火災保険

TEL

事故は

いち早く

0120-258-189 (無料)

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

※IP電話等、フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、以下の電話番号にご連絡をお願いします。

0476-31-3643 (通話料有料)

お手元に**団体損害保険加入者証**をご用意ください。

パナソニック保険サービス CS部

ホームページ <https://panasonic.co.jp/pisj/jiko/renraku.php>

Eメール pisj_cs@ml.jp.panasonic.com

ホームページから事故速報用紙をダウンロードいただき、
必要事項を記載しメール添付のうえ送信してください。

TEL 06-6949-4563

営業時間：平日 9:00～17:30
(土日・祝日・年末年始・夏季休暇等、当社休業日は除く)

FAX 06-6949-2138

2

ご連絡をいただいた後に、三井住友海上火災保険より「保険金請求書類」を郵送します。

請求書類がお手元に届くまで、2週間程度かかる場合があります。

ご注意

保険金をお支払いする場合に該当したときは、ただちに三井住友海上火災保険株式会社、もしくはパナソニック保険サービス株式会社までご連絡ください。

保険金請求の手続きについて詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険の内容に関するお問い合わせ

パナソニック保険サービス グループ保険推進部

TEL : 06-6949-0924 FAX : 06-6949-2477

Eメール : pisj_ohoken@ml.jp.panasonic.com

[取扱代理店]

パナソニック保険サービス株式会社

〒540-6202 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号 OBPパナソニックタワー2階

[引受保険会社]

三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第一部第一課 TEL : 06-6233-1561